



発行 東京都

目次

51

条 例

- 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例： (総務局) ……二
- 東京都人権プラザ条例の一部を改正する条例： (同) ……四
- 東京都都税条例の一部を改正する条例： (主税局) ……五
- 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例： (東京都教育委員会) ……三
- 東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例： (福祉保健局) ……三
- 東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例： (同) ……三
- 東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例： (産業労働局) ……四
- 東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例： (同) ……四
- 東京都港湾管理条例の一部を改正する条例： (港湾局) ……四

条例のあらまし

●都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例 (条例第八〇号)

一 地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成二八年法律第一三三号) の施行による地方自治法 (昭和二二年法律第六七号) の改正等に伴い、特別区財政調整交付金の財源に「法人事業税交付対象額」を加えるほか、規定を整備します。

二 この条例は、平成二九年四月一日ほかから施行します。

●東京都人権プラザ条例の一部を改正する条例 (条例第八一号)

一 東京都人権プラザの位置を改めるとともに、新たに分館を置きます。  
台東区橋場一丁目一番六号 ↓ 港区芝二丁目五番六号

二 この条例は、平成二九年一月一日ほかから施行します。

●東京都都税条例の一部を改正する条例 (条例第八二号)

一 地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成二八年法律第一三三号) の施行等に伴い、所要の改正を行います。

(一) 法人の都民税

法人の住民税の一部国税化による法人税割の税率の引下げに伴い、税率を改めます。

(例) 二三区内に事務所等がある場合  
一六・三パーセント ↓ 一〇・四パーセント

(二) 法人の事業税

地方法人特別税が廃止され、法人の事業税に還元されたことに伴い、所得割及び収入割の税率に係る暫定措置を廃止します。

(三) 自動車税

自動車税に環境性能割を設け、現行の自動車税を種別割とします。

(四) 自動車取得税を廃止します。

(五) 固定資産税

再生可能エネルギー発電設備について、わがまち特例が導入されたことに伴い、課税標準に乗ずる割合を条例により定めます。

二 この条例は、平成二九年四月一日ほかから施行します。

●都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（条例第八三号）

- 一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成二八年政令第九号）の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行し、平成二八年四月一日から適用します。

●東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第八四号）

- 一 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成二八年厚生労働省令第五三号）の施行による介護保険法施行規則（平成一一年厚生省令第三六号）の改正を踏まえ、介護サービス情報公表制度の対象となるサービスに、地域密着型通所介護を追加します。
- 二 この条例は、平成二八年一〇月一日から施行します。

●東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例（条例第八五号）

- 一 保証人を立てない場合の貸付利率を引き下げます。  
年一・五パーセント ↓ 年一・〇パーセント
- 二 就職支度資金の限度額を引き上げます。  
三三〇、〇〇〇円 ↓ 三三〇、〇〇〇円
- 三 この条例は、公布の日から施行し、平成二八年四月一日から適用します。

●東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第八六号）

- 一 職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令（平成二七年政令第四二四号）の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例（条例第八七号）

- 一 学校教育法等の一部を改正する法律（平成二七年法律第四六号）の施行による学校教育法（昭和二二年法律第二六号）の改正等に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都港湾管理条例の一部を改正する条例（条例第八八号）

- 一 港湾施設の一部について、指定管理者による利用料金制度の導入を可能にするため、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二九年四月一日から施行します。

### 条 例

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年六月二十一日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第八十号

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「都と特別区及び」を「都及び特別区並びに」に改める。

第三条第一項中「第二項第三号」を「第二項（第二号に係る部分に限る。）」に改め、「収入額」の下に「と法人の行う事業に対する事業税の収入額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の四の規定による率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の従業者数であん分して得た額のうち特別区に係る額（以下「法人事業税交付対象額」という。）とを、「百分の五十五を乗じて得た額」の下に「（以下「交付金総額」という。）」を加え、同条第二項中「

当該年度における調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額」を、「当該年度における調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額の合算額に百分の五十五を乗じて得た額（以下「交付金見込額」という。）」に、「又は当該年度における調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額」を「又は当該年度における交付金見込額」に改め、同項第一号及び第二号中「調整税の収入額に百分の五十五を乗じて得た額」を「交付金総額」に、「調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額」を「交付金見込額」に改める。

第十二条第一項中「第四百三十三条第一項」を「第一百七十七条の六第一項」に、「自動車取得税」を「環境性能割」に、同条第二項の表中

「二 軽自動車税	前三年度に課税された、又は課税されるべきであった税額」を
「二 軽自動車税	前三年度に課税された、又は納付されるべきであった税額
「二 環境性能割	前三年度に納付された、又は納付されるべきであった税額
「二 種別割	前三年度に課税された、又は課税されるべきであった税額

同表第十号中「自動車取得税交付金」を「環境性能割交付金」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定（「第二項第三号」を「第二項（第二号に係る部分に限る。）」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「平成二十四年度」を「平成二十九年年度」に、「及び」を「並びに」に、「第四百三十三条第一項」を「第一百七十七条の六第一項」に、「自動車取得税」を「環境性能割」に改める。

(経過措置)

3 平成二十九年年度に限り、この条例による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第一項中「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の四の規定による率」とあるのは、「百分の二・七」とする。

4 平成二十九年年度における新条例第三条第一項の規定の適用については、同項中「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の従業者数」とあるのは、「各市町村の市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

5 平成三十年度における新条例第三条第一項の規定の適用については、同項中「額を」とあるのは「額（以下この条において「法人の事業税額」という。）の三分の一に相当する額を」と、「従業者数」とあるのは「従業者数で、法人の事業税額の三分の二に相当する額を各市町村の市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

6 平成三十一年度における新条例第三条第一項の規定の適用については、同項中「額を」とあるのは「額（以下この条において「法人の事業税額」という。）の三分の二に相当する額を」と、「従業者数」とあるのは「従業者数で、法人の事業税額の三分の一に相当する額を各市町村の市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

7 平成二十九年年度から平成三十一年度までの各年度に限り、新条例第十二条第二項の表第二号1中「前三年度に納付された、又は納付されるべきであった税額」及び同号2中「前三年度に課税された、又は課税されるべきであった税額」並びに同表第十号中「前三年度に交付された交付金の額」とあるのは、それぞれ「東京都規則で定めるところにより算定した額」とする。

東京都人権プラザ条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成二十八年六月二十一日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第八十一号

東京都人権プラザ条例の一部を改正する条例

東京都人権プラザ条例(平成十三年東京都条例第百三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(以下「プラザ」という。)」を削り、「東京都台東区橋場一丁目一番六号」を「東京都港区芝二丁目五番六号」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

(分館)

第一条の二 東京都人権プラザに分館を置く。

2 分館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
東京都人権プラザ分館	東京都台東区橋場一丁目一番六号

第二条を次のように改める。

(事業)

第二条 東京都人権プラザ(前条第二項に規定する東京都人権プラザ分館を含む。以下「プラザ」という。)は、第一条の目的を達成するため、次の人権に関する事業を行う。

区分	事業
本館(第一条に規定する東京都人権プラザをいう。以下同じ。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 普及啓発に関すること。</li> <li>二 情報の収集及び提供並びに資料の収集、保管及び提供に関すること。</li> <li>三 相談に関すること。</li> <li>四 指導者の育成に関すること。</li> <li>五 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業</li> </ul>

分館(前条第二項に規定する東京都人権プラザ分館をいう。以下同じ。)

- 一 普及啓発に関すること。
- 二 相談に関すること。
- 三 分館の施設の提供に関すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

第三条中「次」を「別表第二」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

第四条第一項中「会議室又は」を「分館の会議室又は」に改め、同条第二項第一号から第三号までの規定中「プラザ」を「分館」に改める。

第五条中「別表」を「別表第二」に改める。

第八条第四号中「プラザ」を「分館」に改める。

第十三条第一項第一号中「各号」を「の表」に改める。

別表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一(第三条関係)

区分	休館日
本館	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 日曜日</li> <li>二 一月一日から同月三日まで</li> <li>三 十二月二十九日から同月三十一日まで</li> </ul>
分館	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 一月一日から同月三日まで</li> <li>二 十二月二十九日から同月三十一日まで</li> </ul>

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要なこの条例による改正後の東京都人権プラザ条例(以下「改正後の条例」という。)第十三条第一項に規定する指定管理者の指定に関する手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都人権プラザ条例第十四条

第二項の規定により指定された指定管理者は、改正後の条例第十四条第二項の規定により指定された改正後の条例第一条の二第二項に規定する東京都人権プラザ分館の指定管理者とみなす。

東京都都税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年六月二十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第八十二号

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。目次中「第八十五条」を「第八十五条の七」に、「第十節 自動車取得税（第一百一条―第一百三一条）」を「第十節 削除」に改める。

第三条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第四条の三第二項中「及び自動車取得税」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第十五条第二項第二号中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割（法第四百四十五条第一号に規定する環境性能割をいう。以下「環境性能割」という。）」に、「第一百一条第二項」を「第六十五条第一項」に改め、同項第四号中「第七十一条の四の規定による自動車税」を「第八十一条の規定による自動車税の種別割（法第四百四十五条第二号に規定する種別割をいう。以下「種別割」という。）」に、「（自動車税）」を「（種別割）」に改める。

第十八条第一項第一号中「第二百二条の四」を「第七十二条第一項」に改め、同項第二号中「第二百二十三条第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同項第三号中「第二百二条の七第二項」を「法第六十四条第二項」に改め、同条第二項中「法第七十二条の三十九」、「法第七十二条の四十一」及び「法第七十二条の四十一の二」の下に「第一項若しくは第三項」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、法第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定による修正申告書又は法第五十三条第二十二項若しくは法第三百二十一条の八第二十二項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき

（当該修正申告書に係る事業税又は都民税について法第七十二条の二十五、法第七十二条の二十八及び法第七十二条の二十九並びに法第七十二条の三十三第一項の規定により提出する申告書又は法第五十三条第一項、第二項、第四項若しくは第十九項又は法第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項若しくは第十九項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものとして地方税法施行令第三十三条の三第一項又は同令第九条の十第一項若しくは同令第四十八条の十六の二第一項で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として同令第三十三条の三第二項又は同令第九条の十第二項若しくは同令第四十八条の十六の二第二項で定める税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により事業税又は都民税を免れた法人が法第七十二条の三十九第一項若しくは第三項、法第七十二条の四十一第一項若しくは第三項若しくは法第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項又は法第五十五条第一項若しくは第三項若しくは法第三百二十一条の十一第一項若しくは第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る事業税又は都民税その他同令第三十三条の三第三項又は同令第九条の十第三項若しくは同令第四十八条の十六の二第三項で定める事業税又は都民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

一 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る事業税又は都民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

二 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（事業税又は法第五十三条第二十三項若しくは法第三百二十一条の八第

二十三項の規定の適用がある都民税において、当該修正申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第二十三条第一項中「又は自動車取得税」を削る。

第六十五条を次のように改める。

（自動車税の納税義務者等）

第六十五条 自動車税は、自動車（法第四十五条第三号に規定する自動車をいう。以下自動車税について同じ。）に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第五項に規定する運行をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として地方税法施行令第四十四条の二で定めるものを含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第四十八条第一項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第一項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。

第八十五条を削る。

第八十四条の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税を」を「種別割を」に、「自動車税納税済等証明書」を「自動車税（種別割）納税済等証明書」に改め、同条を第八十五条の七とする。

第八十四条第一項中「自動車税額」を「種別割額」に、「第五十条第二項」を「第七十七条の十第二項」に改め、同条第三項中「自動車税」を「種別割」に改め、同項第二号中「税額」を「種別割額」に改め、同条を第八十五条の六とする。

第八十三条第一項中「下肢又は体幹に障害を有し歩行が著しく困難な者その他の規則で定める障害を有する者（以下この条及び第三十三条第一項第二号において「下肢等障害者」という。）を「下肢等障害者」に、「その者と生計を一にする者（以下この条及び第三十三条第一項第二号において「生計を一にする者」という。）を「生計を一にする者」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割

に、「身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳）その他障害の程度を証する書類で規則で定めるもの（以下第四号及び第三十三条第三項において「身体障害者手帳等」という。）及び道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条の規定により交付された運転免許証」を「身体障害者手帳等及び運転免許証」に改め、同項第三号中「税額」を「種別割額」に改め、同条第四項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第八十五条の五とする。

第八十二条の前の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に、「第七十一条の四」を「第八十一条」に、「第五十一条第四項又は第五十一条の二」を「第七十七条の十一第四項又は第七十七条の十二」に改め、同条第三項中「自動車税」を「種別割」に改め、同項第一号中「税額」を「種別割額」に改め、同条第四項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第八十五条の四とする。

第八十一条を削る。

第八十条の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第八十五条の三とする。

第七十九条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第八十五条の二とする。

第七十五条から第七十八条までを削る。

第七十四条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、「免除」の下に「に係る申告」を加え、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「前項の」を「法第十一条の九第三項に規定する」に改め、同項を同条とし、同条を第八十五条とする。

第七十三条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「第七十四条第二項」を「第七十七条第一項」に改め、同条を第八十四条とする。

第七十二条の二第一項中「第七十四条第二項」を「第七十七条第一項」に改め、同条を第八十三条とする。

第七十二条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録」を「新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は移転登録」に改め、同項第一号中「第六十六条」を「第六十七条」に改め、同項第二号中「第六十六条及び第六十六条の二」を「第六十七条及び第六十八条」に改め、同項第五号中「第六十五条」を「第六十五条第三項」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第八十二条とする。

第七十一条の四の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「係る自動車税」を「対して課する種別割」に、「第九条」を「第九条の十六」に改め、同条を第八十一条とする。

第七十一条の三の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「第一百五十五条第一項」を「第七十七条の十第一項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第三項中「よる自動車税」を「よる種別割」に、「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「第七十二条」を「第八十二条」に、「第一百五十五条第一項」を「第七十七条の十第一項」に、「課する自動車税の」を「課する種別割」に改め、同条を第八十条とする。

第七十条から第七十一条の二までを削る。

第六十九条の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「課税洩れ」を「課税漏れ」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第七十九条とする。

第六十八条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第七十八条とする。

第六十七条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

種別割の税率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

第六十七条第一項第一号イ(1)中「附則第十二条の三第一項」を「第四百四十九条第一項

第一号」に改め、「自動車税について」を削り、同項第三号中「除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、同号イ(1)中「一般乗合用のもの」を「一般乗合用バス」に、「供するもの」を「供するバス」に、「自動車税について」を「この項及び附則第七条において」に改め、同号イ(2)中「一般乗合用のもの以外のもの」を「一般乗合用バス以外のバス」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に、「それぞれ」を「それぞれ」に改め、同条第四項及び第五項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第六項中「学校教育法」の下に「(昭和二十二年法律第二十六号)」を加え、「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第七十七条とする。

第六十六条の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第四百四十六条第二項」を「第四百四十八条第二項」に改め、同条を第六十八条とし、同条の次に次の八条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第六十九条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として地方税法施行規則第九条の三で定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第七十条 環境性能割の税率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- 一 法第五十七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車 百分の一
- 二 法第五十七条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車 百分の二
- 三 法第五十七条第三項の規定の適用を受ける自動車 百分の三

(環境性能割の徴収の方法)

第七十一条 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第七十二条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額に相

当する現金を納付し、又は当該環境性能割額に相当する金額を証拠代金収納計器で当該申告書に表示させる納付の方法により納付しなければならない。

一 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

二 道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録（以下この号及び第八十二条第一項において「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）

三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

四 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第七十三条 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

（譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除に係る申告）

第七十四条 法第六十四条第二項に規定する申告をする自動車の取得者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該自動車に譲渡担保契約により取得したものであることを証する書類を添付して、遅滞なくこれを知事に提出しなければならない。

一 譲渡担保財産の取得者の住所及び氏名又は名称

二 自動車の車名及び型式

三 譲渡担保財産の取得年月日

四 譲渡担保財産を譲渡担保財産の設定者に移転する年月日

五 譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名又は名称

六 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

（自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除に係る申請）

第七十五条 法第六十五条第二項に規定する申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を遅滞なく知事に提出しなければならない。

一 自動車の取得者の住所及び氏名又は名称

二 自動車の取得年月日及び返還年月日

三 自動車の車名及び型式

四 自動車の返還の理由

五 自動車の取得価額及び環境性能割額

六 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

（環境性能割の減免）

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得であつて、知事において必要があると認めるものに対する環境性能割の納税者に対しては、当該環境性能割を減免する。

一 日本赤十字社の救急自動車又は血液事業の用に供する自動車の取得

二 下肢又は体幹に障害を有し歩行が著しく困難な者その他の規則で定める障害を有する者（以下この条及び第八十五条の五第一項において「下肢等障害者」という。）が取得した自動車又はその者と生計を一にする者（以下この条及び第八十五条の五第一項において「生計を一にする者」という。）が下肢等障害者のために取得した自動車であつて、下肢等障害者が自ら運転するもの又は生計を一にする者が下肢等障害者のために運転するものの取得

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める自動車の取得

2 前項の規定は、第七十二条第一項の規定によつて税金を払い込むべき日から一月以



内に次項の申請があつたものについてこれを適用する。

3 前二項の規定によつて環境性能割の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書にその事由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。ただし、第一項第二号の自動車の取得について減免を受けようとする者は、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳）その他障害の程度を証する書類で規則で定めるもの（第八十五条の五第二項において「身体障害者手帳等」という。）及び道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条の規定により交付された運転免許証（第八十五条の五第二項において「運転免許証」という。）を提示しなければならない。

一 納税義務者の住所及び氏名又は名称

二 自動車の登録番号、種別、用途及び主たる定置場

三 環境性能割の課税標準額及び環境性能割額

四 減免を受けようとする事由

五 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

第六十六条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に改め、「（昭和二十六年法律第八十五号）」を削り、同条を第六十七条とする。

第六十五条の次に次の一条を加える。

（自動車税のみなす課税）

第六十六条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する自動車の取得者（以下「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車

税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は地方税法施行令第四十四条の二に規定する自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地外から都内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第十節を次のように改める。

第十節 削除

第一百一条から第一百三十三条まで 削除

第一百七七条中「百分の十二・九」を「百分の七・〇」に改める。

第一百九十九条中「百分の三・二」を「百分の一・〇」に改める。

附則第三条の二第三項中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改める。

附則第六条の三を次のように改める。

（自動車税の環境性能割の税率の特例）

第六条の三 営業用の自動車に対する第七十条の規定の適用については、当分の間、同条第一号中「百分の一」とあるのは「百分の〇・五」と、同条第二号中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三号中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

附則第六条の四の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「道路運送車両法第七条第一項に規定する」を削り、「新車新規登録」を「初回新規登録」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二号中「附則第十二条の三第三項第三号」を「第一百四十九条第一項第三号」に改め、同条第二項中「第七十二条」を「第八十二条」に、「第六十六条」を「第六十七条」に、「第六十六条の二」を「第六十

八条」に改める。

附則第七条の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「天然ガス自動車（法附則第十二条の三第一項）」を「天然ガス自動車（法第四百九条第一項第二号）」に、「メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第三項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車（同条第二項で定めるものをいう。））」を「法附則第十二条の三第一項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車」に、「電力併用自動車（法附則第十二条の三第一項）」を「電力併用自動車（法第四百九条第一項第三号）」に改め、「電力併用自動車をいう」の下に「。次項第三号において同じ」を加え、「一般乗用車のものを」「一般乗用バス」に、「平成二十八年度分の自動車税」を「当該各号に定める年度以後の年度分の種別割」に、「第六十七条第一項及び第二項」を「第七十七条第一項及び第二項」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項各号を次のように改める。

- 一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十六年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度
- 二 法第四百九条第一項第五号に規定する軽油自動車（第二項第五号において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十八年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

附則第七条第一項の表中「第六十七条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に、「第六十七条第一項第一号ロ」を「第二項第一号ロ」に、「第六十七条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に、「第六十七条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に、「第六十七条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に、「第六十七条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に、「第六十七条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に、「第六十七条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に、「第六十七条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に、「第六十七条第一項第四号」を「第一項

第四号」に、「第六十七条第二項第一号」を「第二項第一号」に、「第六十七条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同条第二項中「第六十七条第一項及び第二項」を「第七十七条第一項及び第二項」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回新規登録」に、「にあつては平成二十七年四月一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税」を「には、平成二十九年度分の種別割」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第二号中「附則第五条の二第二項」を「附則第五条の二第一項」に改め、同項第四号及び第五号を次のように改める。

- 四 ガソリン自動車（法第四百九条第一項第四号に規定するガソリン自動車をいう。次項において同じ。）のうち、窒素酸化物の排出量が同号イ(1)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率（法第四百五十五条第四号に規定するエネルギー消費効率をいう。次項において同じ。）が法第四百九条第一項第四号イ(3)に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第二項で定めるもの
- 五 軽油自動車のうち、法第四百九条第一項第五号イに規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

附則第七条第二項の表中「第六十七条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に、「第六十七条第一項第一号ロ」を「第二項第一号ロ」に、「第六十七条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に、「第六十七条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に、「第六十七条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に、「第六十七条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に、「第六十七条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に、「第六十七条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に、「第六十七条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に、「第六十七条第一項第四号」を「第一項第四号」に、「第六十七条第二項第一号」を「第二項第一号」に、「第六十七条第二

第二号」を「第二項第二号」に改め、同条第三項の表以外の部分を次のように改める。

3 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が法第四百九十九条第一項第四号ロ(3)に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則第五條の二第三項で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第七十七條第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、平成二十九年年度分の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第七條第三項の表中「第六十七條第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に、「第六十七條第一項第一号ロ」を「第二項第一号ロ」に、「第六十七條第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に、「第六十七條第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に、「第六十七條第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に、「第六十七條第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に、「第六十七條第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に、「第六十七條第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に、「第六十七條第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に、「第六十七條第一項第四号」を「第一項第四号」に、「第六十七條第二項第一号」を「第二項第一号」に、「第六十七條第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同条第四項中「第六十七條第三項」を「第七十七條第三項」に改める。

附則第八條の二を削る。  
附則第九條を次のように改める。  
第九條 削除  
附則第十一條中「百分の十六・三」を「百分の十・四」に、「百分の四・二」を「百分の二・〇」に改める。

附則第十四條中第九號を第十一號とし、第六號から第八號までを二號ずつ繰り下げ、第五號の次に次の二號を加える。  
六 法附則第十五條第三十三項第一号 二分の一

七 法附則第十五條第三十三項第二号 三分の一  
附則第二十三條及び第二十四條を削り、附則第二十五條を附則第二十三條とし、附則第二十六條を附則第二十四條とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 附則第十四條の改正規定、附則第七項及び第八項の規定 公布の日
  - 二 第十八條第二項の改正規定、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に一項を加える改正規定、附則第三條の二第三項の改正規定及び附則第五項の規定 平成二十九年一月一日

(東京都都税条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の東京都都税条例(以下「新条例」という。)の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 4 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成二十九年年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第十八條第三項の規定は、平成二十九年一月一日以後に納期限が到来する法人の事業税及び法人の都民税について適用する。
- 6 新条例の規定中法人の都民税に関する部分(新条例第十八條第三項の規定を除く。)は、施行日以後に開始する事業年度分及び連結事業年度分の法人の都民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分及び連結事業年度分に係る法人の都民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例附則第十四條第六號の規定は、平成二十八年四月一日以後に取得された地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六號。以下「法」という。)附則第十五條第三十

三項第一号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課すべき平成二十九年  
 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 新条例附則第十四条第七号の規定は、平成二十八年四月一日以後に取得された法附  
 則第十五条第三十三項第二号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課  
 すべき平成二十九年年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

9 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についてのこの条例による改正前  
 の東京都都税条例附則第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、なお従前  
 の例による。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例  
 に関する条例の一部改正)

10 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特  
 例に関する条例（昭和二十七年東京都条例第五十九号）の一部を次のように改正する。  
 題名中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第一条中「基き」を「基づき」に改め、「自動車税」の下に「の種別割（同法第百  
 四十五条第二号に規定する種別割をいう。以下「種別割」という。）」を加え、「昭  
 和二十五年八月東京都条例第五十六号」を「昭和二十五年東京都条例第五十六号」に  
 改める。

第一条の二（見出しを含む。）及び第二条中「自動車税」を「種別割」に改める。

第三条第一項中「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税納税証紙」を「自動  
 車税（種別割）納税証紙」に改め、同条第二項中「自動車税の」を「種別割の」に、  
 「自動車税納税済証印」を「自動車税（種別割）納税済証印」に改める。

第四条中「自動車税」を「種別割」に改める。

別記様式中「第一号様式 自動車税納税証紙」を「第一号様式 自動車税（種別  
 割）納税証紙」に、「第二号様式 自動車税納税済証印」を「第二号様式 自動車税  
 （種別割）納税済証印」に改める。

別記第一号様式中「自動車税納税証紙」を「自動車税（種別割）納税証紙」に、  
 「Automobile Tax Stamp」を「Automobile Tax (Category Base) Stamp」に改め  
 る。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例  
 に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

11 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する  
 自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、平成二十九年年度以後の年  
 度分の自動車税の種別割について適用し、平成二十八年度分までの自動車税について  
 は、なお従前の例による。

(国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に  
 関する条例の一部改正)

12 国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に  
 関する条例（昭和二十九年東京都条例第九十一号）の一部を次のように改正する。  
 題名中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第一条中「基き」を「基づき」に改め、「自動車税」の下に「の種別割（同法第百  
 四十五条第二号に規定する種別割をいう。以下「種別割」という。）」を加え、「昭  
 和二十五年八月東京都条例第五十六号」を「昭和二十五年東京都条例第五十六号」に  
 改める。

第二条中「自動車税の賦課徴収に」を「種別割の賦課徴収に」に、「賦課徴収の」  
 を「種別割の賦課徴収の」に、「昭和二十七年七月東京都条例第五十九号」を「昭和  
 二十七年東京都条例第五十九号」に改める。

(国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に  
 関する条例の一部改正に伴う経過措置)

13 この条例による改正後の国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動  
 車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、平成二十九年年度以後の年度分  
 の自動車税の種別割について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、  
 なお従前の例による。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を  
 改正する条例を公布する。

平成二十八年六月二十一日

●東京都条例第八十三号

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条

例の一部を改正する条例

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十七年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項第一号中「十万四千九百五十円」に改め、同項第二号中「五万六千七百九十円」を「五万七千三百円」に改め、同項第三号中「五万二千二百九十円」を「五万二千四百八十円」に改め、同項第四号中「二万八千四百円」を「二万八千五百二十円」に改める。

付則第三条第一項の表傷病補償年金の項及び同条第三項の表障害厚生年金等の項中

「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第八条の二第二項の規定は、平成二十八年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新条例付則第三条第一項の表及び同条第三項の表の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災

害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第八条の二第二項の規定に基づく介護補償、旧条例付則第三条第一項の表の規定に基づく傷病補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）及び同条第三項の表の規定に基づく休業補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年六月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第八十四号

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都福祉保健局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

別表二十六の項レ中「通所介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百五条の二）」を「地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第三十八条）」に、「（指定療養通所介護）」を「地域密着型通所介護（指定療養通所介護）」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年六月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第八十五号

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

東京都女性福祉資金貸付条例（昭和四十五年東京都条例第三十号）の一部を次のよう

に改正する。

第四条第十一号中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程及び」を、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

第七条中「一・五パーセント」を「二パーセント」に改める。

別表就職支度資金の項中「三二〇、〇〇〇円」を「三三〇、〇〇〇円」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例（以下「改正後の条例」という。）第四条第十一号の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

3 改正後の条例第七条及び別表の規定は、平成二十八年四月一日以後の申請に係る女性福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る女性福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年六月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第八十六号

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都産業労働局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

別表一の項ホ及びへ中「第三条第一号」を「第二条第一号」に、同項ト中「第三条第二号」を「第二条第二号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年六月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第八十七号

東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例

東京都立職業能力開発センター条例（昭和四十六年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号口中「卒業した者」の下に「、同法による義務教育学校を卒業した者」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都港湾管理条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年六月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第八十八号

東京都港湾管理条例の一部を改正する条例

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 使用料等（第十八条―第二十一条）」を「第三章 使用料等及び利用料金（第十八条―第二十一条の二）」に改める。

第六条第一号中「施設」の下に「別表第四に掲げる施設を含むものとし、」を加える。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 使用料等及び利用料金

第二十一条の次に次の一条を加える。

（利用料金）

第二十一条の二 指定管理者（第二十七条第一項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）は、別表第四に掲げる港湾施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を使用者（別表第四に掲げる港湾施設に係る許可を受けた者に限る。以下この条において同じ。）から收受する。

2 利用料金の額は、別表第四に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 利用料金は、指定管理者の指定した日までに使用者から收受する。

5 指定管理者は、別表第四に掲げる港湾施設を国又は地方公共団体が使用するとき、利用料金を收受しない。

6 前二条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、第二十条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「使用料等」とあるのは「利用料金」と、前条中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「使用者等」とあるのは「使用者」と、「使用し、又は占用する」とあるのは「使用する」と読み替えるものとする。

第二十九条に次の二項を加える。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部（利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時に別表第四に掲げる港湾施設の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、使用料を徴収する。

3 前項の場合における第十八条の適用については、同条中「使用料等」とあるのは「使用料」と、「別表第一」とあるのは「別表第四」と、別表第四中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四（第二十一条の二関係）

湾港施設名	単位	利用料金
岸壁 棧橋 (別表第一一の部)の款岸壁の部 棧橋 物揚場の項に掲げる港湾施設のうち知事が指定するものに限る。)	係留一時間未満の船舶 総トン数一トンにつき	三円七十銭
	係留一時間以上二時間未満の船舶 総トン数一トンにつき	七円三十銭
	係留二時間以上十二時間までの船舶 総トン数一トンにつき	十円五銭
	係留十二時間を超える船舶 総トン数一トンにつき	係留二時間以上十二時間までの利用料金に十二時間まで

附 則

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、この条例による改正前の東京都港湾管理条例の規定に基づいて岸壁又は棧橋を使用している者で、その使用の期間が施行日以後にわたるものに係る使用料については、なお従前の例による。

超える十二時間までごとに六円七十銭を加算した額

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001